

広島県告示第百二十一号

広島県西部建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和六年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（三級基準点測量、三級水準測量）

二 作業期間

令和六年一月二十六日から令和六年三月二十九日まで

三 作業地域

豊田郡大崎上島町木江